

市有財産売却（公用車）一般競争入札実施要領

- 1 売払い物件
- 2 予定価格
- 3 入札参加者の資格
- 4 その他の注意事項
- 5 物件の確認
- 6 申込みの受付
- 7 申込みの方法
- 8 入札保証金の納付
- 9 入札に必要なもの
- 10 入札、開札の日時及び場所等
- 11 入札の方法
- 12 入札の無効事項等
- 13 入札の延期又は中止
- 14 落札者の決定方法
- 15 契約に関する事項
- 16 契約保証金
- 17 契約の解除
- 18 売買代金の納付
- 19 物件の引き渡し
- 20 その他
- 21 問い合わせ先

由布市 財政課

1. 売払い物件

入札物件表

(物件番号) 1	
車名・型式	ニッサン フーガHV・DAA-HY51
初度検査/登録年月	平成24年5月
車台番号	HY51-405666
車両番号	大分300ひ3411
自動車の種別・用途・車体の形状	普通・乗用・箱型
乗車定員	5人
車両重量	1,840kg
車両総重量	2,115kg
寸法	長さ494cm、幅184cm、高さ150cm
車検満了日	令和5年5月24日
走行距離	200,076km ※令和5年5月1日時点
車検満了日	令和5年5月24日
自動車リサイクル預託金	13,390円（落札額に加算されます）
駐車場所（裏面に位置図あり）	由布市役所本庁舎東側公用車駐車場
その他	・車検切れ ・エアコンの不具合あり

※車検及び自賠責保険の更新は落札者にしていただきます。

2. 予定価格

物件番号1 — 120,000円

※消費税相当額（地方消費税含む）は含まない。

※この金額を下回る価格による入札は無効となります。

3. 入札参加者の資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録又は外国人登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。

ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 市町村税を滞納している者。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項、同条第6項に規定する者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に該当する者。

4. その他の注意事項

- (1) 売買物件は現状有姿での引渡しとなります。
- (2) 売買物件について、契約の内容等に適合しないことを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることは出来ません。
- (3) 契約締結の日から物品引渡し時まで、売買物件が天災やその他由布市の責めに帰することが出来ない理由により損傷等した場合であっても、売買代金の減額及び損害賠償の請求は出来ません。

5. 物件の確認

- (1) 1. 売り払い物件の入札物件表に概略を記載していますが、引き渡しは現状引渡しとなりますので、必ず車両本体を直接確認してください。車両本体を確認される際には、事前に財政課財産管理係までご連絡ください。

6. 申込みの受付

- (1) 入札参加申込みの受付期間及び場所
受付期間 令和5年9月25日（月）～令和5年10月2日（月）
午前9時00分～午後5時00分
※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付をしません。
受付場所 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 財政課（本庁舎本館2階）
- (2) 必ず受付期間内に、入札参加申込みの手続きを済ませてください。
- (3) 郵送や電話、FAXによる申込みはできません。

7. 申込みの方法

- (1) 申込方法
入札参加者は、受付期間内に、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印を使用）のうえ、「申込みに必要な書類」を添えて、財政課へ直接持参してください（郵送やFAXによる申込みはできません）。
また、必要に応じて他にも書類を提出していただくこともあります。
- (2) 申込みに必要な書類
 - ①個人の場合
 - ア.印鑑証明書
 - イ.市町村税の完納証明書（ただし、完納証明書を発行していない市町村又は市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出してください）
 - ・市民税の納税証明書又は非課税証明書
 - ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書
 - ウ.身分証明書（運転免許証等、外国人にあっては外国人登録原票記載事項証明書）
 - エ.誓約書

②法人の場合

ア.印鑑証明書

イ.履歴事項全部証明書

ウ.市町村税の完納証明書（ただし、完納証明書を発行していない市町村の場合については、以下の証明書を提出してください）

- ・法人市民税の納税証明書又は非課税証明書
- ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書

エ.誓約書

③注意事項

※各証明書については、発行後3ヶ月以内のものが各1通必要です。

- (3) 受付期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、一般競争入札参加決定通知書を郵送で交付します。

※提出された書類は返却いたしません。

※令和5年10月10日（火）までに一般競争入札参加決定通知書が到着しない場合は、21. 問い合わせ先までご連絡ください。

8. 入札保証金の納付

- (1) 入札保証金は、2. 予定価格の100分の5以上に相当する額を納付しなければなりません。入札保証金には利息を付さないものとします。
- (2) 入札保証金は、現金で令和5年9月26日（火）～令和5年10月10日（火）までに由布市指定金融機関において納付してください。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替にて還付します。
- (4) 落札者の入札保証金は16. の契約保証金に充てることができます。
- (5) 落札者が、15. (1) で定める期間内に正当な理由なく契約を締結しない場合には、当該落札者の納付に係る入札保証金は、由布市に帰属します。

9. 入札に必要なもの

- (1) 入札参加者が個人の場合で、入札に本人が出席する場合
- ①一般競争入札参加決定通知書
 - ②印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
 - ③入札保証金を納付した「納付書兼領収書」のコピー
- (2) 入札参加者が個人の場合で、入札に代理人が出席する場合
- ①一般競争入札参加決定通知書
 - ②本人又は共有者全員からの委任状（本人又は共有者全員の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
 - ③委任状に押印されている代理人の印鑑
 - ④入札保証金を納付した「納付書兼領収書」のコピー
- (3) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある者が出席する場合
- ①一般競争入札参加決定通知書
 - ②印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
 - ③入札保証金を納付した「納付書兼領収書」のコピー
- (4) 入札参加者が法人で、入札に代理人が出席する場合
- ①一般競争入札参加決定通知書
 - ②法人の代表権のある者からの委任状
（入札参加法人の印鑑証明により証明された印鑑が押印されているもの）

- ③委任状に押印されている代理人の印鑑
- ④入札保証金を納付した「納付書兼領収書」のコピー

10. 入札・開札の日時及び場所等

物件番号	入札日	入札開始時刻	場 所
1	令和5年10月19日（木）	午前10時00分	本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

※入札終了後、落札者には落札後の手続きに関する文書を配布します。

※開札は、入札の場所において、入札終了後、直ちに入札者立ち合いのもと行います。

※入札者が立ち合わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行います。

11. 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が出席して、所定の入札書に入札保証金を納付した「納付書兼領収書のコピー」を添えて、封書に入れて提出してください。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めません。
- (3) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入押印してください。

入札書に押印する印鑑は、本人が入札する場合は、入札参加申込時に提出した印鑑証明書（印影）と同じ印鑑とします。代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印影と同じ印鑑とします。

それ以外の印鑑を押印した入札書は、無効とします。

- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2人以上の入札者の代理となることはできません。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。
- (6) 入札室への入室は、一申込みにつき1名とします。

12. 入札の無効事項等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者が一物件に対し2つ以上の入札をしたとき。
- (3) 8.（1）及び（2）で定める入札保証金を納付しない者の入札。
- (4) 代理人による入札において、委任状を提出しない者が入札したとき。
- (5) 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理人となり行なった入札。
- (6) 入札の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱若しくは不明なとき。
- (7) 金額を訂正した入札書による入札又は所定の入札書を用いていない入札。
- (8) 入札者の印鑑が登録したものと違うとき。
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札。
- (10) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (11) 入札に関する条件に違反したとき。

※なお、入札当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなしますので、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

13. 入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

14. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格以上の額で最高金額をもって有効な入札を行なった者としてします。
- (2) 落札者の決定は、入札会当日に入札会場にて通知します。
- (3) 最高金額の入札者が2名以上あるときは直ちにくじを引かせ、落札者を決定します。この場合当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (4) 開札の結果、最高金額が予定価格に達しないときは、入札はなかったものとしてします。

15. 契約に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に売買契約書により売買契約を締結するものとします。
- (2) 売買契約の名義人は、一般競争入札参加申込書兼受付済書に記載された入札申込者名となります。
- (3) 落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、由布市に帰属します。

16. 契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金で納付してください。契約保証金には利息は付さないものとします。この契約保証金には入札保証金を充てることができます。

売買代金を契約締結時に納付する場合は契約保証金の納付は必要ありません。

17. 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は、由布市に帰属します。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。
- (2) 本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

18. 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、落札金額に消費税相当額（地方消費税含む）と自動車リサイクル預託金を加えた額となります。
- (2) 落札者は、売買代金を契約締結日から20日以内に一括で納付していただきます。この売買代金には契約保証金を充てることができます。

19. 物件の引き渡し

- (1) 運搬費用、登録費用その他引渡しに係る費用等は全て落札者の負担となります。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等について本市は一切責任を負いません。

- (3) 代金納付を確認後、委任状、譲渡証明書等の関係書類及び鍵をお渡しします。なお、車両の引取り及び移動は令和5年11月30日(木)までに行ってください。
- (4) 車検のない車両で、公道上を自ら運転して移動する場合には、道路運送車両法に基づく臨時運行許可書等所定の手続きが必要です。
- (5) 落札者は、必ず引渡し後4週間以内に、名義変更等の必要な手続きを行い、手続き完了後、証明書等の写しを提出して下さい。

20. その他

この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、民法、地方自治法、地方自治法施行令及び由布市契約規則、由布市財務規則の定めるところにより処理します。また、個人名(法人名)を除き落札金額等の落札結果は公表することがあります。

21. 問い合わせ先

由布市庄内町柿原302番地 由布市 財政課 財産管理係
電 話：097-582-1176